

令和8年度岡山県内企業等中国事業展開支援業務仕様書

1 業務名

令和8年度岡山県内企業等中国事業展開支援業務

2 業務の概要

中華人民共和国（以下「中国」という。）現地のビジネス事情に精通した企業又は団体が現地情報の調査、収集、提供、現地でのアテンド等を行うことにより、岡山県内に事業所を有する企業、団体等（以下「県内企業等」という。）の中国での事業展開を支援する。

3 業務対象地域

中国全域

（注）ただし、受託者において一部業務実施が困難な地域がある場合であって、県が適当と認められた場合は、当該地域を業務対象地域から除くことができる。

4 委託業務

（1）県内企業等支援業務（利用希望者からの申込に基づき対応）

ア 現地での事業展開に関するアドバイス

- ・県内企業等からの貿易投資相談及び法令等に関する照会などへの対応

イ 商談先企業及び視察先の紹介並びにアポイントメントの手配

- ・県内企業等への商談先企業及び視察先の紹介並びにアポイントメントの手配

ウ 視察先への同行

- ・視察先への同行など現地でのアテンド

エ 現地事情のレクチャー

- ・現地での現地事情のレクチャー

オ 見本市及び商談会への出展支援

- ・見本市及び商談会に関する情報の提供、商談先企業のリストアップ、事前案内、現地での助言等

カ 現地情報の収集、提供

- ・経済環境や物流事情など現地情報の収集、提供

（2）県施策推進業務（県からの申込に基づき対応）

ア 県が実施する経済ミッション、商談会等に対する支援

イ 現地情報の収集、提供

ウ 現地政府など関係機関との連絡調整やネットワークの構築、維持

（3）県施策推進業務（定例的に実施）

ア 岡山県進出企業連絡会議の開催

- ・県内企業等の中国での事業展開に資するセミナーや意見交換などを内容とした連絡会議の開催（上海市内で4回程度開催。）

イ 県内企業等への訪問・ヒアリング

- ・現地での事業展開等に係る情報収集（1か月につき3企業以上又は四半期に9企業以上とする。）

5 実施方法

利用希望者又は県からの申込に基づき対応する4（1）及び（2）の業務については、次により実施するものとする。

- （1）県又は受託者は、利用希望者に県が別に定める申込書を提出させ、依頼内容等の確認を行う。
- （2）県は、依頼内容等が適当と認められる場合には、業務実施の可否、業務項目等について、受託者と協議を行う。
- （3）県と受託者の協議が整った後、県から利用希望者に業務実施の適否を連絡する。
- （4）受託者は、必要に応じて県又は利用者との連絡を取りながら、業務を実施する。
- （5）受託者は、業務完了後、県が別に定める完了報告書を県に提出する。
- （6）上記のほか、別紙「岡山県上海事務所（上海支援窓口）」利用の手引きに沿って業務を行うこと。

6 実施体制

（1）場 所

- ア 主な業務実施場所を上海市内のオフィス（以下「オフィス」という。）とすること。
- イ 受託者は、オフィス内に、県内企業等又は県との面談スペースを確保するとともに、専用電話回線を設置すること。
- ウ 受託者は、県内企業等がオフィスを訪問しやすい環境を整えること。

（2）業務実施者

受託者は、業務内容に応じ、専門的な知識又は経験を有する者や日本語での対応が可能な者など、適切に対応できる者を業務ごとに選定し、当該業務を実施させること。

（3）業務対応時間（現地時間）

原則として、下記の日を除く日の9時から17時までの間とすること。

ア 土曜日及び日曜日

イ 中国の祝日に関する法律に規定する休日

（4）訪問受付

受託者は、業務対応時間内に県内企業等又は県がオフィスを訪問した場合は、原則として対応すること。

（5）電話受付

受託者は、業務対応時間内における県内企業等からの電話に日本語で対応すること。

7 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

8 委託料

委託料は、下記の経費の合計額とし、4,856,500円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(1) 変動費

4の業務に係る経費（時間当たりの単価で積算すること。）を計上すること。

その際、4の業務に係る宿泊費、交通費については、別に計上すること。ただし、4（1）の業務に係る宿泊費及び上海市外への交通費については、利用者である県内企業等が負担するため委託料の対象外とすること。

(2) 固定費

変動費以外の経費

9 委託料の請求

(1) 県は、3か月ごとに委託業務の完了を確認の上、受託者からの当該3か月分の適正な請求をもって受託者に委託料を支払うものとする。

(2) 委託業務の実施に要する経費を支出する通貨が中国の人民元である場合、支出日の属する月の初日の中国人民銀行の為替レート（仲値）により円貨換算するものとする。

10 留意事項

(1) 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に実施するため、県と密接な連絡を行うとともに、業務を実施する上で疑義が生じた場合には、速やかに県と協議すること。

(2) 受託者は、県からの簡易な問い合わせに対して適切に対応すること。

(3) 受託者は、毎月、県が別に定める勤務実績簿及び出納簿を作成し、県に提出すること。

(4) 受託者は、業務の実施に当たり、知り得た企業秘密、個人情報その他秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。また、自己の利益のために使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。

(5) 県ホームページ等において、主な業務実施場所を「岡山県上海事務所」と表記する。

11 会計関係帳簿等の整備

受託者は、委託業務に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存するものとする。